

神奈川歯科大学附属病院医員規則

(目的)

第1条 本規則は、神奈川歯科大学附属病院（以下「附属病院」という。）において、医員として診療及び教育に携わることにより歯科医療に対する幅広い知識と高度の医療技術を体得し、今後の歯科医療の発展に寄与することを目的とする。

(資格)

第2条 医員を希望する者は、研修歯科医として1年以上の研修を終了した者、若しくは附属病院長の認めた者でなければならない。

(出願手続)

第3条 医員を希望する者は、附属病院長が指定する期間内に次の書類を添えて附属病院長に願い出なければならない。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 願書（本学所定） | 1通 |
| (2) 履歴書 | 1通 |
| (3) 推薦書（本学所定） | 1通 |
| (4) 健康診断書 | 1通 |
| (5) その他必要な書類 | |

(診療等)

第4条 医員は、月曜日から土曜日の間の週5日診療及び教育に従事しなければならない。ただし、診療日については、診療科長と調整の上決定する。

2 医員は、附属病院長の命に服さなければならない。

(研究歴)

第5条 医員が附属病院で診療に従事した期間については、研究歴として認める。

(定員)

第6条 医員の定員は65名とする。ただし、診療科への定員の配分については診療科の収支状況を勘案して配分する。

(手当)

第7条 医員手当の月額は、次の方式に基づき支給する。

- (1) 医員の基本給は、初年度を月額16万円とし、以後月額18万円を上限として1年ごとに月額1万円の昇給とする。
- (2) 医員の内、大学院を修了した者の基本給は20万円とする。
- (3) 医員の1か月当たりの保険診療報酬額が20万円を超えた場合は5千円を支給し、更に保険診療報酬額が5万円増加するごとに5千円を支給する。
- (4) 医員の1か月当たりの自費診療報酬が20万円を超えた場合は5千円を支給し、更に自費診療報酬が5万円増加するごとに5千円を支給する。
- (5) 医員の1か月当たりの診療患者数が100人を超えた場合は1万円を支給し、10人増加するごとに1万円を支給する。
- (6) 医員は、基礎実習1枠（半日）ごとに5千円を支給する。

(7) 医員の通勤交通費は学校法人神奈川歯科大学給与規程第12条に準じて支給する。

2 医員手当は、診療等従事月の翌月に支給する。

3 医員手当の総支給額の上限を38万円とする。

(期間)

第8条 医員として診療に従事する期間は、1年以内とし、この期間は年度末に終了するものとする。

ただし、特に優秀であると認められた者には4年を上限として1年ごとの更新を妨げない。

(退職)

第9条 医員が退職しようとするときは、退職しようとする1か月前までに、附属病院長に願い出なければならない。

(勤務条件等)

第10条 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次の通りとする。

(1) 始業 9時00分 終業 18時00分

2 その他勤務条件等については、学校法人神奈川歯科大学就業規則に準ずる。

(改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規程は、平成10年11月1日から施行する。

2 本規程は、平成11年1月1日から一部変更施行する。

3 本規程は、平成12年4月1日から一部変更施行する。

4 本規程は、平成14年4月1日から一部変更施行する。

5 本規程は、平成16年4月1日から一部変更施行する。

6 本規則は、平成18年4月1日から一部変更施行する。

7 本規則は、平成19年4月1日から一部変更施行する。

8 本規則は、平成20年4月1日から一部変更施行する。

9 本規則は、平成23年4月1日から一部変更施行する。

10 本規則は、平成24年4月1日から一部変更施行する。

11 本規則は、平成25年4月1日から一部変更施行する。

12 本規則は、平成25年5月1日から一部変更施行する。

13 本規則は、平成26年4月1日から一部変更施行する。

14 本規則は、平成27年4月1日から一部変更施行する。

15 本規則は、平成29年4月1日から一部変更施行する。

16 本規則は、令和3年4月1日から一部変更施行する。